

災害時の代替試験場における運転免許試験実施要領の制定について（概要）

（平成29年2月28日 鹿免試第37号）

本通達は、大規模災害等が発生し、鹿児島県運転免許試験場が使用不能となった場合に代替試験場（試験施設等の借用協力を内容とする協定を締結した指定自動車教習所の施設及び車両）を使用して運転免許試験を実施するために必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 代替試験場
- 運転免許試験の受験対象者
- 代替試験場での運転免許試験業務
- 免許作成に係る免許管理課との連携

等である。